

こども計画（素案）に関連する主な事業及び取り組みの一覧

基本目標Ⅰ 子供・若者の権利の尊重		【施策Ⅰ】 子供・若者の権利及び意見の尊重	
No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
1	子ども・子育て支援推進事業	こども基本法等の周知・啓発、子供・若者の権利等の理解の促進、意見表明の機会の確保を図る。	子育て政策室
2	人権啓発事業	セミナーやパネル展の開催など、基本的人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、人権週間において啓発等を行う。	人権政策室
3	青少年クリエイティブセンター主催事業	誰もが公平に参加できる社会の実現を目指すため、人権に関する講座や社会見学等を実施する。学童期の豊かな人間性を培うために、子供たち自身がリーダーとして活躍する養成事業等を実施する。	青少年クリエイティブセンター
4	人権教育推進事業	人権を尊重する態度を培うため、人権をテーマにした作品を募集し、児童・生徒が人権を主体的に考え表現する機会を設ける。また、入賞作品の作品展の開催や広く市民に向けた人権意識の啓発を図るため作品集を作成・配布する。	学校教育室
5	人権推進事業（人権教室）	人権擁護委員が人権啓発のため、学校の求めに応じて、市内の小・中学校で人権に関する授業を行う。	人権政策室
6	青少年活動サポートプラザ主催事業 青少年育成事業（二十歳を祝う式典、さわやか元気キャンプ）	青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、青少年の居場所づくりを基軸として、青少年が他者との関わりや様々な経験を通して成長できるよう支援する。	青少年室

基本目標 2
ライフステージに応じた支援

【施策 2】
妊娠期から就学前期における支援

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
7	妊娠・出産包括支援事業	妊娠届出時の面談等で支援が必要な妊産婦を把握し、助産師や保健師等の専門職が訪問等を行い必要な支援につなげる。また、出産後1年未満の母子に対し、心身のケア等を行い、安心して子育てができるよう支援する。さらに、育児の不安等を抱える妊産婦を対象にミニ講座と交流会を実施し、育児不安の軽減に努め、児童虐待リスクの高まりを防止する。	すこやか親子室
8	地域子育て支援センター事業	保育所等において、子育てなどに関する相談や地域の子育て関連情報の提供、育児教室などの地域子育て支援事業を実施する。	子育て政策室 保育幼稚園室
9	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように身近な場所での相談や情報提供、助言等を行うとともに、相談支援機関と関係機関との連絡調整等を実施する。地域子育て相談機関の設置において、関係室課で協議、検討中。	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 すこやか親子室 家庭児童相談室

基本目標 2
ライフステージに応じた支援

【施策 3】
幼児期までの子供の成長や遊びと体験の充実

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
10	遊びの機会や場の創出普及啓発の促進	子供の健やかな成長の原点である、遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりやその機会を保障し、年齢や発達に応じて多様な体験・外遊びを含む様々な機会や場を意図的・計画的に創出する。	保育幼稚園室
11	基本的な生活習慣を身につけるための普及啓発の促進	子供が基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、一人ひとりの健やかな育ちを等しく保障し、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整える。また、子育て家庭（当事者）に対して育児相談等を実施し、関係機関と連携しながら普及啓発を推進する。	保育幼稚園室
12	地域子育て支援センター事業	保育所等において、子育てなどに関する相談や地域の子育て関連情報の提供、育児教室などの地域子育て支援事業を実施する。	子育て政策室 保育幼稚園室
13	地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその保護者が交流する場を提供し、交流の促進を図る。子育てなどに関する相談や地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習などを実施する。	子育て政策室 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室
14	子育て広場助成事業	子育て広場事業を行う団体に対して助成する。	子育て政策室
15	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について一時的に預かり、必要な保護保育を行う。育児への不安や負担感の軽減を図る。	子育て政策室 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室

16	ファミリー・サポート・センター事業	地域における育児の援助を行うことができる人と育児の援助を受けたい人を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を実施している。（就学児童も育児対象）	のびのび子育てプラザ
17	基本的な生活習慣を身につけるための普及啓発の促進	子供が基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、一人ひとりの健やかな育ちを等しく保障し、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整える。また、子育て家庭（当事者）に対して育児相談等を実施し、関係機関と連携しながら普及啓発を推進する。	保育幼稚園室
18	女子の理系進路選択紹介講座	理系分野で活躍する女性を講師に、子供の好奇心を育み、性別に関わりなく理系分野に興味を持つきっかけとするもの。	人権政策室

基本目標 2

ライフステージに応じた支援

【施策 4】

学童期・思春期・青年期における支援

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
19	教育総務事業（教員の働き方改革）	多様な子供たち一人ひとりに応じたより良い教育を提供することを目的に、教員が本来業務に集中できるよう教員のウェルビーイングの向上を図る。	教育未来創生室
20	総合的人間力の育成	幼児教育から学校教育、生涯学習を通し、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く力を育成する。	学校教育室
21	社会全体の教育力の向上	共に学び支えあう社会の実現に向け、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組む。	学校教育室
22	特別支援教育の充実	支援学級在籍児童・生徒及び通級による指導を受けている児童・生徒やさまざまな教育的ニーズのある児童・生徒に対して「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、個に応じた支援の充実を図る。また、障がいのある児童・生徒が学びの場を選択しやすい環境を整えるため、通級指導教室の充実に努める。	学校教育室
23	いじめ予防推進事業	いじめが起こりにくい学校風土の醸成に向けた取組として、小中学校において、年間3回の「いじめ予防授業」を実施する。	教育センター
24	児童・生徒を支援する生徒指導の充実	いじめ予防授業を展開し、いじめが起こりにくい学校風土の醸成に取り組む。また、いじめの早期発見、適切な認知に努め、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門職との連携を強化しながら、早期解消に向けた組織的な対応に努める。	学校教育室
25	教育相談事業	吹田市在住の満3歳から18歳までの本人・保護者を対象に、教育センターの教育相談員（臨床心理士・公認心理師）が不登校、いじめ、進路、情緒・行動など心の悩みに関する相談を受ける。来所相談、電話相談（教育センターで実施）、出張教育相談（各小学校で実施）	教育センター

26	青少年育成事業（さわやか元気キャンプ） 青少年指導事業（地区青少年健全育成事業への助成）	不登校などの課題を抱える参加者に寄り添うリーダーを養成する。各小学校区の青少年対策委員会による様々な体験活動の場の提供する。	青少年室
27	誰一人取り残されない学びの保障の推進	①校内教育支援教室の充実、②学習用端末を活用した心や体調の変化の早期発見、③専門的な視点からの対応の充実を行い、すべての児童・生徒の学びの場を確保し、学べる環境を整える。	学校教育室
28	不登校児童・生徒支援事業	教育相談の一環として、教育支援教室において教育相談員が支援プログラムを作成し、不登校児童・生徒の社会的自立を支援する。様々な体験活動の充実を図るとともに、関係部局・関係機関と連携し、不登校児童・生徒の居場所づくりを進める。	教育センター
29	青少年活動サポートプラザ相談事業	子ども・若者総合相談センターとして、困難を有する子供・若者（39歳まで）及びその家族に対し、相談員が関係機関と連携しながら、アウトリーチ（訪問）や面談等により自立まで伴走型の支援を実施する。困難を有する子供及び若者に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども・若者支援地域協議会において支援に関する情報の交換等を行う。	青少年室
30	デジタル・シティズンシップ教育	小中学校において学習者用一人1台端末を配備するとともに、デジタル・シティズンシップ教育を推進し、より善いICT機器の違い手の育成を図る。	教育センター
31	学校教育情報通信ネットワーク事業、 小学校管理事業、中学校管理事業	①学習者用一人1台端末の配備及びネットワークを構築する。 ②個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。	教育センター
32	地域就労支援事業	障がい者、若年者、中高年齢者、子育て中の求職者など、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱える個々の求職者の状況に応じた相談やスキルアップ支援から職業紹介までをトータルに支援する。	地域経済振興室

基本目標3

子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

【施策5】

児童虐待防止対策のさらなる強化・ヤングケアラーへの支援

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
33	児童虐待防止のための啓発活動	児童虐待防止推進月間において、啓発用のポスターやチラシを保育園や幼稚園等に配付するほか、市民向けの講演会の開催を行うとともに、保健センターでの乳幼児健診時に児童虐待防止に関するリーフレットを配布するなど、児童虐待防止に向けた啓発活動を行う。	家庭児童相談室
34	育児支援家庭訪問事業	保育士や幼稚園教諭などの資格を有するボランティアの育児支援家庭訪問員が子供の養育に支援を必要としている家庭を訪問し、一定期間、養育に関する相談や育児スキルの助言などを行う。	家庭児童相談室
35	乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる。	家庭児童相談室
36	子育て世帯家事・育児支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	家庭児童相談室
37	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合（ショートステイ）や、平日の夜間、休日等の家庭における養育に困難を生じている場合（トワイライトステイ）に、児童養護施設等において一時的に養育し子育て支援を行う。	家庭児童相談室
38	親子関係形成支援事業	児童虐待の未然防止と子供の健全育成を図るため、子育ての様々な局面において親自身が問題解決していく力を培い、子育てに前向きに取り組めるようなプログラムを実施する。	家庭児童相談室
39	DV防止対策事業 児童虐待防止対策事業	女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせたWリボンマークを考案し、「Wリボンプロジェクト」として社会全体に暴力防止への理解と関心を広げる取組を行う。また、DVの防止及びDV被害者の保護などを行うため関係機関等のネットワークを構築している。	人権政策室 男女共同参画センター 家庭児童相談室
40	児童虐待防止対策事業	家庭児童相談員による児童虐待など子供に関する相談を実施するとともに、虐待通告への対応を行う。児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として、関係機関間の連携強化や構成員の専門性向上など児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組む。	家庭児童相談室
41	ヤングケアラーコーディネーターの設置	令和6年度よりヤングケアラーコーディネーターを配置し、市内小中学校等への巡回相談や、家庭訪問、電話相談等を行う。巡回相談業務内容は①当事者からの相談への対応、助言。②教員等身近な支援者からの相談への対応、助言。③支援方法、相談環境などへのコンサルテーション。④ヤングケアラーへの気付きポイント、アセスメントツールなどの啓発。	家庭児童相談室
42	青少年活動サポートプラザ相談事業	(再掲) ※No29と同じ	青少年室

基本目標3

子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり 【施策6】

障がい児支援・医療的ケア児等への支援

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
43	児童福祉サービス給付事業	障がい児及び発達に支援を必要とする児童に対し、障がい児通所受給者証を交付し、障がい児通所事業所等につなぐことで発達支援を実施する。	すこやか親子室
44	児童発達支援事業 巡回相談事業 保育所等訪問支援事業	18歳までの発達の遅れの疑いがある児童及び保護者に療育指導や専門職による訓練、相談を実施する。保育所や幼稚園、学校等、障がい児が集団生活を送る場に専門職を派遣し、直接支援を行うほか、障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションを行う。	こども発達支援センター
45	地域療育事業 相談支援事業	発達に特性のある子どもに対する支援（理学療法、言語聴覚療法等）や、保護者支援プログラム（ペアレント・プログラム等）、保護者のための講座の実施や、保護者等の団体に対し、交流施設の利用提供を行う。障がい児通所支援事業所の利用を希望する児童に対し、相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成、事業所との連絡調整、モニタリングを行う。	こども発達支援センター
46	児童発達支援事業	吹田市域療育等関係機関連絡会や吹田市地域自立支援協議会等を活用し、関係機関と連携しながらライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制の強化を図る。また、医療的ケア児等コーディネーターを中心として医療的ケア児とその家族が必要とする他分野にまたがる支援の調整を行う。	こども発達支援センター
47	こども発達支援センター管理事業	また、施設の老朽化への対応として、一定の年数が経過した設備については計画的に更新し、発達支援が適切に実施できる環境整備を進める。	こども発達支援センター
48	小児慢性特定疾病児支援事業	小児慢性特定疾病児や医療的ケア児等とその家族が、安定した療養生活を継続し、自立できるように療育等の相談、助言指導等により支援する。 また、医療費の自己負担分の一部を公費により助成する。	すこやか親子室
49	地域就労支援事業	障がい者、若年者、中高年齢者、子育て中の求職者など、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱える個々の求職者の状況に応じた相談やスキルアップ支援から職業紹介までをトータルに支援する。	地域経済振興室
50	特別支援教育	ペアレントトレーニングの実施	教育センター
51	留守家庭児童育成室管理・運営事業	保護者が仕事などで保育ができない小学校1年生から4年生までの児童を対象に、35区域（小学校区）で、小学校の教室の活用や敷地内にプレハブ施設を建てて留守家庭児童育成室を設置。各育成室に専任の指導員等を配置し、児童の集団づくりを軸にしながら、健全育成を図る。	放課後子ども育成室

基本目標 3

子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

【施策7】

外国にルーツのある子供・若者及び子育て家庭への支援

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
52	多文化共生推進事業（子供の放課後居場所作り及び学習支援）	外国にルーツをもつ子供の居場所づくり及び学習支援として、外国にルーツをもつ小学生から高校生を対象とした放課後教室を実施する。	文化スポーツ推進室
53	多文化共生推進事業（吹田市多文化共生ワンストップ相談センター）	在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等、日常生活の中で必要な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口を運営する。	文化スポーツ推進室
54	多文化共生推進事業（子育て支援）	外国人が日本で子育てする上での不安を和らげられるよう、外国人の親子、日本人の親子、妊娠中の人を対象とした情報交換等ができる交流の場を提供する。	文化スポーツ推進室
55	多文化共生推進事業（行政通訳同行業務）	外国人等がよりスムーズに行政サービスを受けることができるよう、コミュニケーション支援及び行政サービスの充実を目的として、行政機関で手続きや相談等を行う際に通訳者を同行させる等のコーディネートに関する業務を実施する。	文化スポーツ推進室

基本目標 3

子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

【施策8】

子供の貧困対策の推進

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
56	子どもの学習・生活支援事業	子ども健全育成支援は、貧困の連鎖を防止するために、生活保護世帯と生活困窮世帯のおおむね18歳までの子供とその保護者に対して、訪問等により日常生活支援等を行う。子どもの学習支援教室は、生活保護世帯と生活困窮世帯の主に中学生を対象とし、学ぶことのできる場の提供等を行い、高校進学及び円滑な学生生活の実現を目指す。また、高校生等を対象とした中退防止、卒業後の進路相談等助言等の支援を行っている。	生活福祉室
57	子どもの生活支援事業	子供の貧困の解消及び貧困の連鎖を断ち切るため、子供の生活に関する実態を把握し、効果的な支援のあり方を検証するとともに、子供の貧困対策に関する事業の構築と庁内の推進体制の整備を行う。	子育て政策室
58	児童扶養手当給付事業	18歳到達年度末までの児童を監護・養育しているひとり親等に手当を支給する。	子育て給付課
59	ひとり親家庭医療費助成事業	健康保険の資格のある18歳到達年度末までの児童と、その児童を養育するひとり親等の医療機関等で受診した保険診療の自己負担分の一部を助成。	子育て給付課
60	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭等を対象に子供の修学や就学支度、親自身の技能習得等に必要な資金を貸付ける。	子育て給付課

61	ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭を対象に、母子・父子自立支援員及び就業支援専門員、元家庭裁判所調査官等の専門相談員による相談、家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣による家事等の支援、就業支援専門員による就労支援、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の一部助成、経済的自立に効果的な資格等を取得する際の給付金の支給、養育費確保に係る補助等を実施する。	子育て給付課
62	修学奨励事業	経済的理由により就学困難な民族学校に就学する外国籍の児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する。	学務課
63	小学校就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる小学校の児童、及び支援学級に在籍する児童の保護者に対し、経済的負担を軽減するための学用品費等必要な援助を行う。	学務課
64	中学校就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる中学校の生徒、及び支援学級に在籍する生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するための学用品費等必要な援助を行う。	学務課
65	要保護・準要保護医療費援助事業	経済的理由により、就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対する、学校病治療費の援助	学務課
66	高等学校等学習支援金支給事業	※継続審査 経済的理由により、高等学校等への修学が困難な者に対して学習支援金を支給する。	学務課

基本目標 3

子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

【施策 9】

生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
67	青少年活動サポートプラザ相談事業	(再掲) ※No29と同じ	青少年室
68	児童虐待防止対策事業	(再掲) ※No40と同じ	家庭児童相談室

基本目標3

子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり 【施策10】

子供・若者が主体となった居場所の確保

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
69	こどもプラザ事業 (①地域の学校、②地域教育コミュニティ事業、③太陽の広場)	①地域の各種団体が構成する各中学校区の地域教育協議会が、学校や公民館、自然の家等でフェスティバルやクラフト、宿泊行事などの様々な体験型事業を実施。②各中学校区の地域教育協議会が講演等を開催し、子ども・若者の抱える課題等を啓発。③放課後に小学校の運動場などを活用し、地域住民や大学生等のボランティアの見守りのもと、異学年の交流を図り、自由に活動できる安心・安全な居場所や様々な体験活動の場を提供する。	青少年室
70	青少年育成事業 (①二十歳を祝う式典、②青少年指導員活動事業、③こども会スポーツ大会)	①二十歳を迎える青年を祝い励まし、国民としての権利と義務について啓発する。運営については、対象者から実行委員を公募して、企画等を担っている。②各小学校区の青少年指導員を通じて子供・若者の抱える課題を啓発する。③市内の子ども会の小学生を対象としたソフトボール等のスポーツ大会を開催し、スポーツを通じた子どもの交流の場を提供する。	青少年室
71	青少年育成事業 (④子供劇場、⑤ヤングフェスティバル、⑥さわやか元気キャンプ)	④演劇鑑賞を通じて、子供たちに夢と希望を与え、豊かな情操を養うことで青少年の健やかな育成を図る。⑤子供・若者に対して、演奏やダンス発表の機会を提供する。⑥不登校などの課題を抱える参加者に寄り添うリーダーを養成する。	青少年室
72	自然体験交流活動センター管理事業	子供・若者に寄り添い、プログラム等の指導・運営をするキャンプカウンセラーを養成する。	青少年室
73	自然の家管理事業(少年キャンプ大会)	吹田市と高島市の子供たちが自然の中での共同生活を通じて交流を深める。	青少年室
74	青少年指導事業 (①吹田市若狭町リーダー交流会、②非行防止・環境整備事業)	①吹田市と若狭町のこどもが宿泊体験を通じて交流を深める。②各小学校区の青少年指導員による非行防止等の啓発、地域のパトロールを実施する。	青少年室
75	図書館運営事業・図書館主催事業	多様な種類の資料を計画的に収集、保存、提供することで、子供・若者を含め市民の生涯学習や自由な読書活動を支援する。子供、YA世代(12~18歳)については、年齢に応じたコーナーを設置し居場所づくりを図る。あわせて、子供、YA世代(12~18歳)と各世代の興味・関心に応じた講座・行事等の企画を行う。YA世代については、図書館で活動するボランティア(YAサポーター)を募集し、同世代で交流する機会を設けるなどの取組を行う。	中央図書館
76	文化振興事業(ティーンズクラシックフェスティバル)	吹田の若い才能を発掘するとともに、若い演奏家が、文化会館(メイシアター)で表現し、集う場を提供することを目的とし、青少年を対象とするクラシック音楽のコンクール等を実施する。	文化スポーツ推進室
77	文化振興事業(SUITA×ART)	将来有望なアーティストに発表の場を提供することで、次世代の育成を図る。	文化スポーツ推進室
78	ホームタウン推進事業(中学生女子サッカー教室)	市内の女子中学生を対象にガンバ大阪がサッカー教室を実施することで、ガンバ大阪を身近に感じてもらいホームタウン意識やガンバ大阪のあるまちとしてのふるさと意識の醸成を図る。また、ガンバ大阪のプロコーチ指導のもと、サッカーを通して身体を動かすことの楽しさを体感し、体力向上のきっかけを作るとともにスポーツ振興を図る。	文化スポーツ推進室

79	青少年活動サポートプラザ主催事業	青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、青少年の居場所づくりを基軸として、青少年が他者との関わりや様々な経験を通して成長できるよう支援する。	青少年室
80	青少年クリエイティブセンター主催事業	クッキングや社会見学、デイキャンプ等の体験活動を通して自ら体感し、経験をすることで青少年の健やかな育成を図るためのイベントを実施するほか、青少年の健やかな成長を促すため、自主活動を支援する目的で体育館や自習室などの施設開放を実施する。	青少年クリエイティブセンター
81	児童会館管理・運営事業	児童会館・児童センター（12施設）に児童厚生員を配置し、児童に対する遊びの指導や様々な行事を実施する。	子育て政策室
82	留守家庭児童育成室管理・運営事業	（再掲） ※No51と同じ	放課後子ども育成室
83	教育活動支援事業 （中学校部活動運営の外部委託（試行））	中学校部活動は、生徒の文化・スポーツに親しむ機会を確保するとともに責任感・連帯感や自主性の育成にも寄与する活動として取り組んでおり、また生徒の放課後の居場所の1つとして機能していることから継続的・安定的に運営できるよう外部委託の試行実施を行う。	教育未来創生室

基本目標3

子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

【施策11】

子供・若者への切れ目のない健康づくり・医療の提供

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
84	母子健診事業	妊産婦健診や乳幼児健診において、疾病や障がい等を早期に発見し適切な治療や療育につなぐとともに、保健指導、発達相談等を実施する。また、乳幼児の養育環境や状況を知り、保護者の育児不安等に対応するとともに、虐待のリスクの未然防止を図る。	すこやか親子室
85	地域医療推進事業	平日の夜間、日曜日、祝日、年末年始の小児救急診療を集約化することで、二次救急病院の負担を軽減することを目的に設置した、小児一時救急診療を広域的に担う「豊能広域こども急病センター」の管理運営費用（収支差額の赤字分）を豊能圏域4市2町で負担する。	健康まちづくり室
86	地域医療推進事業	市民が必要な時に適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局（薬剤師）の定着促進や上手な医療のかかり方に関する啓発等を実施する。	保健医療総務室
87	妊娠・出産包括支援事業 （プレコンセプションケア）	若い世代が性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行えるよう促すプレコンセプションケアの取組の一環として性感染症検査や性感染症に関する正しい知識の普及啓発を実施。若い世代を対象として、将来の妊娠のための健康管理を促すプレコンセプションケアを実施。	すこやか親子室 地域保健課 学校教育室
88	薬物乱用防止及び医薬品適正使用に関する啓発資料の作成・提供	大麻をはじめとする違法薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関する資料や、医薬品の適正使用に関する資料等を作成し、小学校、中学校において実施される薬物乱用防止教室の講師に提供することで薬物乱用防止教室を支援するなど、薬物乱用防止啓発活動を行う。	保健医療総務室
89	学校保健体育事業	学校保健安全法等に基づく、各種健康診断をはじめとした児童・生徒等及び小・中学校の教職員に対する健康管理、並びに市立学校園の環境衛生管理及び学校管理下における災害・事故等に対する補償等を行う。	保健給食室

90	小学校給食事業、中学校給食事業	成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスがとれた食事を提供することにより、健康の増進を図るとともに給食の時間を活用した食に関する指導を行い、望ましい食習慣等を養うために行う。	保健給食室
91	中学校給食事業	中学校給食については、令和10年度中（2028年度中）の全員給食開始を目指す。	教育未来創生室
92	保健所業務管理システム事業	予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を図る。	地域保健課
93	30歳代健康診査 (健康診査事業)	近年の生活習慣病等の動向を踏まえ、心臓病及び脳卒中等の深刻な生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム及びその予備群を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導を実施するとともに、適切な治療へと結びつけることによって、これらの疾病等を予防する。	成人保健課
94	吹田市歯科健康診査 (健康診査事業)	歯周疾患の早期発見と適切な指導を行うことにより、歯周疾患の予防や重症化予防を図り、市民の健康を所持増進する。	成人保健課
95	検診事業	がん等の早期発見を行い、早期治療に役立てるとともに、市民の健康保持及び増進を図る。（若者を対象とした検診としては、骨粗しょう症検診、B型・C型肝炎ウイルス検診を実施する。）	成人保健課
96	精神保健事業	精神保健福祉士、保健師等によるこころの健康相談を実施。また、吹田市自殺対策計画に基づき、庁内会議や大学・高校連絡会等のネットワークの強化、普及啓発、ゲートキーパーの養成、自殺未遂者相談支援事業等を行う。	地域保健課
97	青少年活動サポートプラザ相談事業	(再掲) ※No29と同じ	青少年室
98	保健推進事業	市民の健康の保持・増進を図るため、市民の主体的な健康づくりを推進することを目的とした事業を実施する。（子供・若者が対象となる取組として、すいた健康サポーターの養成、キッズ健康サポーター教室、禁煙治療一部負担金助成制度、健康情報拠点推進（すいたん健康プロジェクト）、市民健康教室などがある。）	成人保健課

基本目標3

子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

【施策12】

子供・若者の安心・安全な暮らしの確保

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
99	公園等管理事業	公園等全般の維持管理に伴う一般管理を実施する。	公園みどり室
100	住宅政策事業	吹田市住生活基本計画に基づき、総合的な住宅政策を推進する。支援協議会などによる住宅確保要配慮者等の居住安定の確保を図る。	住宅政策室
101	交通安全対策事業	交通事故をなくす運動を実施する。違法駐車防止啓発活動等により、市民生活に支障を及ぼすおそれのある違法駐車等を防止する。	総務交通室
102	市営住宅管理事業	市営住宅入居者募集時に、子育て世帯・ひとり親世帯向け住宅を供給する。	住宅政策室
103	ユースリーダー養成講座	若い世代における交際相手からの暴力を未然に防ぐことを目的に学ぶとともに、中学校でのデートDV予防啓発出前授業に参加するボランティアの育成を図る。	男女共同参画センター
104	デートDV予防啓発出前授業	若い世代における交際相手からの暴力を未然に防ぐことを目的に学ぶもの。主に中学生を対象に実施、依頼があれば高校、大学でも実施する。	男女共同参画センター
105	青少年指導事業 (①青少年指導員活動事業、②非行防止・環境整備事業)	①各小学校区の青少年指導員を通じて子ども・若者の抱える課題を啓発する。②各小学校区の青少年指導員による非行防止等の啓発、地域のパトロールを実施する。	青少年室
106	こども110番見まもり活動支援事業	登下校時の通学路等における子どもの安全を確保するために、市立全小学校区に見守り安全活動に必要な消耗品を支給する。	まなびの支援課
107	地域防犯推進事業	防犯活動推進員による啓発活動、地域青色防犯パトロール活動の支援などを実施する。	危機管理室
108	自主防災推進事業	吹田市地域防災計画に基づき、市民の防災行動力の向上として、防災意識の高揚、自主防災体制の整備などを推進する。	危機管理室
109	防災対策事業	災害対策基本法等に基づき、吹田市地域防災計画をはじめとする諸計画等の整備、情報収集伝達体制などの防災体制を確立する。	危機管理室
110	薬物乱用防止に関する啓発資材の作成・提供	児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、薬物乱用防止に関する資材等を作成し、小学校、中学校において実施される薬物乱用防止教室の講師に提供することで薬物乱用防止教室を支援するなど、薬物乱用防止啓発活動を行う。	保健医療総務室

基本目標4
子育て・生活の基盤づくり

【施策13】
ひとり親家庭等への支援

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
111	児童扶養手当給付事業	(再掲) ※No58と同じ	子育て給付課
112	ひとり親家庭医療費助成事業	(再掲) ※No59と同じ	子育て給付課
113	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	(再掲) ※No60と同じ	子育て給付課
114	ひとり親家庭等支援事業	(再掲) ※No61と同じ	子育て給付課
115	ひとり親家庭支援講座	ひとり親を対象に、家計管理や情報交換をテーマにした講座を実施し、ひとり親家庭を支援する。	男女共同参画センター
116	留守家庭児童育成室管理・運営事業	(再掲) ※No51と同じ	放課後子ども育成室
117	児童会館管理・運営事業	児童会館・児童センター(12施設)に児童厚生員を配置し、児童に対する遊びの指導や様々な行事を実施する。	子育て政策室
118	子どもの学習・生活支援事業	(再掲) ※No56と同じ	生活福祉室
119	地域就労支援事業	障がい者、若年者、中高年齢者、子育て中の求職者など、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱える個々の求職者の状況に応じた相談やスキルアップ支援から職業紹介までをトータルに支援する。	地域経済振興室
120	留守家庭児童育成室管理・運営事業	(再掲) ※No51と同じ	放課後子ども育成室

基本目標4
子育て・生活の基盤づくり

【施策14】
子育てや教育に関する経済的負担の軽減

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
121	児童手当給付事業	18歳到達年度末までの児童を監護・養育している者に手当を支給する。	子育て給付課
122	子ども医療費助成事業	健康保険の資格のある18歳到達年度末までの児童の医療機関等で受診した保険診療の自己負担分の一部を助成。	子育て給付課
123	保育料第2子無償化	就学前児童がいる世帯の経済的負担を軽減するために、市独自で第2子分を無償化する。	保育幼稚園室
124	修学奨励事業	経済的理由により就学困難な民族学校に就学する外国籍の児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する。	学務課
125	小学校就学援助事業	(再掲) ※No63と同じ	学務課
126	中学校就学援助事業	(再掲) ※No64と同じ	学務課
127	要保護・準要保護医療費援助事業	(再掲) ※No65と同じ	学務課
128	高等学校等学習支援金支給事業	(再掲) ※継続審査 ※No66と同じ	学務課
129	出産育児一時金支払事業	出産育児一時金支払事務を実施する。	国民健康保険課

基本目標4
子育て・生活の基盤づくり

【施策15】
子供・若者や子育て家庭への包括的な支援の推進と情報提供の充実

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
130	青少年活動サポートプラザ相談事業	(再掲) ※No29と同じ	青少年室
131	多機関協働(重層的支援体制整備事業)	複雑化・複合化した課題や制度の狭間の相談について会議を開催し、本人や世帯を取り巻く複数の支援関係機関の役割を調整する。	福祉総務室
132	情報発信	子育て応援サイト「すくすく」開設し、子育て支援に係る総合的な情報発信を実施する。 健康情報を自身で管理することができ、市からの健康支援情報を年齢に応じて適時発信することができるアプリ「すいろぐ」を国立循環器病研究センター等と共同で開発し、令和5年3月から運用している。	子育て政策室 健康まちづくり室
133	青少年指導事業(青少年指導者講習会)	青少年対策委員会、地域教育協議会、太陽の広場見守りボランティア等、地域の大人が子供を見守り育てる環境づくりを目的とした指導者の育成を図ることを目的として、講習会を実施する。	青少年室
134	男女共同参画事業	男女共同参画推進条例に基づき策定した男女共同参画プランを推進し、男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を図る。また、市民からの男女共同参画に関する施策についての苦情や性別による人権侵害についての苦情や性別による人権侵害についての相談に苦情等処理委員が適切かつ迅速に処理する。	人権政策室

基本目標4
子育て・生活の基盤づくり

【施策16】
働きながら子育てできる社会の推進

No	事業名・取り組み名	事業及び取り組みの内容	担当室課
135	男女共同参画事業	市内の中学2年生を対象に男女共同参画に関する意識啓発、情報提供を行うことにより、早期から自分の問題として考えてもらうことを目的として、啓発誌を発行、配付する。	人権政策室
136	労働行政事務事業	労働者が安心して働くことができる労働環境の形成を目指し、労働問題全般にわたる啓発やセミナーを実施する。 また、労働者が働く中で直面する諸問題に適切な助言をするため、弁護士・社会保険労務士による労働相談を実施する。	地域経済振興室
137	仕事と子育て両立支援講座	育休復帰をする人など、パートナーを含む子育て中の人を対象に、効率的な時間管理や、職場や家庭でのコミュニケーション方法を学ぶ機会を提供する。	男女共同参画センター
138	青少年クリエイティブセンター主催事業	人権に関する講座や社会見学などの事業をとおして様々な立場で生活する人たちのことを考える機会を得ることで、誰もが公平・平等に参加できる社会の実現を目指す。また、子供たち自身がリーダーとして活躍する機会をつくる養成事業を実施し、学童期の豊かな人間性を培う。(再掲)	青少年クリエイティブセンター